



全教職員配布

全釧路情報

2023. 4月



新採用のみなさん

ようこそ釧路へ！ 全釧路教職員組合は みなさんを歓迎します！

この4月、学校の教員になられた皆さん。ようこそ釧路へ！私たち全釧路教職員組合はみなさんを心から歓迎します。これから一緒に、子ども達のため、釧路の教育の充実発展のために力を合わせていきましょう。

新たに教職に就かれた方は「こんなことをしたい」「あんな実践をやってみたい」と夢や希望を膨らませていることでしょうか。また、その一方で、「大丈夫だろうか」「やっていけるのだろうか」と不安な気持ちもあるのではないのでしょうか。

子どもたちは、そんな皆さんとの出会いを待っています。そして、皆さんの熱意や行動力が学校にも活力を与えてくれます。肩肘はらず、子どもたちとまっすぐ向き合い、関わっていきましょう。それが、教師として成長していく一番の近道ではないのでしょうか？

あなたもぜひ、全釧路教職員組合に！

そんな新採用の皆さんを、私達「全釧路教職員組合」はバックアップしていきます。

実践力をつけたい、本音で語り合える仲間がほしい、働きがいのある職場や勤務条件にしたいなどの要求実現のため私たちは活動しています。ぜひ、新採用の皆さんも組合に加入し一緒に力を合わせていきませんか。お待ちしております。



私たちはこんな活動をしています

- (1) 授業や学級経営などの指導力をつけるために学習会（連続教育講座）を行っています。
第1回目は以下の通りです。ぜひ、ご参加下さい。
- ・日時 4月29日（土）9：30～12：00
 - ・場所 釧路市生涯学習センター まなぼっと
 - ・内容 ① 学級だよりと私
② 楽しく遊ぶように学ぶアイデア・ヒント
低学年の担任として活躍されているお2人の先生に実践を紹介してもらいます。
- (2) 教職員の労働条件改善、権利を守るために活動しています。
⇒私達の労働条件は、子どもたちにとっての最大の教育条件です！
- ・社会問題化している教職員の長時間過密労働の問題を解消するために、声をあげ、教育委員会などと交渉しています。その一環として、春休みの延長実現にも取り組んでいます。
 - ・教員の大幅増を求めています。そのためにも、少人数学級の実現、教職員の配置基準の改善を要求しています。
- (3) 憲法を守り、戦争のない平和な社会実現のため活動しています。
・「教え子をふたたび戦場に送らない」をスローガンに、戦後教職員組合は結成されました。その精神を引き継ぎ、平和と民主主義、人権を守るため行動しています。

ぶち実践講座 その1

今年度新しく「ぶち実践講座」のコーナーを設けました。毎回、ほんのちょっとした工夫などを紹介していく予定です。今回はその1回目です。

やってみよう！名前を呼んであいさつ

誰でも、朝、子ども達に会ったら「おはよう」とあいさつをしたいと思います。その時に、心がけて名前を呼んでからあいさつしてみませんか？それだけで、子どもにとっては「大勢に向けられた一般的なあいさつ」ではなく「自分への特別な声かけ」となり、いろいろなことがあるみたいです。

あ～、春休み、
もう少し時間がほしいなあ…



うかない顔してどうしたの？

わたし、この春に異動したんだけど、始業式まで3日しかなかったでしょ？ちゃんと準備ができないまま始まっちゃって、色々大変で…。



わかるわ～。うちの学校でも、新採の先生が本当に困ってたよ。

でもね、2年前から全釧路教職員組合が校長会や教育委員会に「何日かでも春休みを延ばすことはできないか」ってかけあってくれてるらしいのよ！



へえ！そうなんだ！でも、そんなこと言ってもどうせ無理なんじゃないの？

そんなこともないんだよ。実際に鶴居村や浜中町のように、要求を受けて春休みを1日延ばして4月7日スタートにしたところもあるんだ。



エーッ!! そうなんですか!?
組合ってスゴイですね!!

でも、まだ一部の町村だけだからね、まだまだ取り組みは続けていくよ。この4月には春休み延長の署名を集めるから、ぜひ協力してほしいな！

新学期準備のため春休みの延長を！



教員は「定額働かせ放題」！？

教員は、「定額働かせ放題」と言われます。いったい、なぜなのでしょう。

- なぜ？その1 夜7時、8時まで残業しても残業代が出ません。手取りが増えません。
- なぜ？その2 残業と言わず「在校等時間」というのは、なぜ？
- なぜ？その3 教職調整額4%。教職調整額とは何？なぜ4%？
- なぜ？その4 どここの学校でも「働き方改革」と言われているのに、一向に業務量が減らないのは、なぜ？ 常に仕事に追われて忙しいのは、なぜ？

⇒「給特法」があるからです。

給特法＝公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（1971年制定）
（その内容）

・教員には法令で定める場合以外は正規の勤務時間を超えて勤務させてはいけません。時間外勤務命令を出せるのは以下の「4項目」で、やむを得ない必要があるときに限る。（限定4項目）

- | | | |
|--------------|---------------------|-------|
| ①生徒の実習に関する業務 | ②学校行事に関する業務 | 限定4項目 |
| ③教職員会議に関する業務 | ④非常災害等やむを得ない場合に必要業務 | |

- ・「教職調整額」給与月額額の4%支給、本俸として扱う。←1966年の調査結果に基づき時間外勤務は月当たり8時間ほどだったので4%とされた。
- ・教員には時間外勤務手当と休日勤務手当は支給しない。

（現状は）

- ① 「限定4項目」以外の時間外勤務を命じてはならないのだから、勤務時間を超えて働いた「限定4項目」以外の仕事は、「自主的・自発的」なもので、規制の対象となる労働時間ではないという理屈。それゆえ「残業」は存在しないとされ、「在校等時間」とされる。
- ② 時間外勤務手当を支給しないことにより、時間外勤務を抑制することができず、無定量の時間外勤務を助長している。⇒ **定額働かせ放題**

今後の日程

- 4月 9日（日） 北海道知事選挙投票日
- 12日（水） 18：30～ 釧路労働相談者育成講座
- 23日（日） 釧路市議会議員選挙など
- 25日（火） 18：30～ 釧路市・阿寒・白糠・音別ブロック集会
- 29日（祝） 9：30～ 第1回連続教育講座 まなぼっと
- 30日（日） 16：00～ メーデー前夜祭 新釧路川河川敷
- 5月 1日（月） 17：00～ 第94回メーデー 国際交流センター前庭
- 8月 5日（土） 第58回矢野別平和盆踊り大会 別海町矢野別

編集後記

今回から誌面がB4判の両面刷りになりました。（もしかしたら今号だけかもしれませんが…。）そして、新たなシリーズとして「ぶち実践講座」を始めました。皆さんに読んでいただけると幸いです。さて、4月は統一地方選挙があります。学校の教育条件と私たちの暮らしが少しでも良くなるような政策が実現されるよう、よく吟味して投票しましょう。決して棄権はしないことです。それが、社会人としての責任ではないでしょうか？